

海洋散骨を頼む前のチェックリスト

家族で決めること・事業者に確かめること・見積書の確認項目 | 見積もり比較表つき | 登録不要・無料

使い方: 事業者に頼む前に、上から順に確かめる

1 家族で決める

散骨するか・全部か一部か(1ページ目)

2 事業者の説明

約款・契約・散骨証明書など(1ページ目)

3 見積書

粉骨・追加料金・キャンセル料(2ページ目)

4 お墓・自治体

取り出しの手続き・条例(2ページ目)

5 比べる

3社の見積もり比較表(3ページ目)

確かめた項目の□に✓を入れます。「出典」の記号は4ページ目の出典一覧の番号で、「M2 3(6)①」は厚生労働省掲載のガイドラインの項目番号です。エクセル版(合計を自動計算)も同じページから無料でダウンロードできます。

1 家族・親族と決めること 東京都「散骨に関する留意事項」(宗教的感情への配慮)

散骨をするかどうか、遺骨をどう供養するかは、家族・親族で話し合って決めることです。東京都は、海や川での散骨では人々の宗教的感情に十分に配慮することが必要としています。

✓	確かめること	出典
☐	散骨することを家族・親族と話し合い、反対や心配の声がないか確かめた	当サイトの確認項目(T1 宗教的感情への配慮)
☐	遺骨のすべてを散骨するか、一部を手元やお墓に残すかを決めた	当サイトの確認項目
☐	散骨したい海域・時期と、乗船したい人数を書き出した	当サイトの確認項目
☐	故人が残した希望(エンディングノートなど)があれば確かめた	当サイトの確認項目

2 事業者の説明 厚生労働省掲載「散骨に関するガイドライン」(散骨事業者向け)」

ガイドラインは、散骨事業者に約款の整備・公表、文書による契約、費用の明細書の添付、散骨証明書の交付などを求めています。頼もうとしている事業者がそれぞれに応じているかを確かめます。

✓	確かめること	出典
☐	約款を公表しているか、求めると約款を見せてもらえるか確かめた	M2 3(6)①
☐	プラン(貸切の個別・合同・委託)を約款に書かれた方法で選べるか確かめた	M2 3(6)②
☐	契約の前に、職員から説明を受け、分からない点が残っていない	M2 3(6)③
☐	契約は文書で交わし、費用の明細書が契約書に添付される	M2 3(6)③
☐	解約の申し出の扱い(キャンセル)が約款に書かれている	M2 3(6)④
☐	散骨のあと、散骨証明書を作って渡してもらえる	M2 3(6)⑤
☐	焼骨を、形が見て分からないよう粉状に砕く(粉骨)	M2 3(3)
☐	海岸から一定の距離以上離れた海域で散骨する	M2 3(2)②
☐	漁業者など関係者への配慮について説明がある	M2 3(4)
☐	プラスチック・ビニール等を原材料とする副葬品等を投下しない	M2 3(5)
☐	船に教育訓練を受けた従事者・補助者がいて、ライフジャケット等がある	M2 3(7)②
☐	散骨の実施状況(件数・場所など)を年度ごとに公表している	M2 3(8)

海洋散骨を頼む前のチェックリスト

見積書で確かめること・お墓から取り出す場合・自治体の決まり

3 見積書で確かめること

ガイドライン 3(6)(利用者の契約等)

見積もりは同じ条件(プラン・乗船人数・海域)で取ると比べやすくなります。ガイドラインは、契約の締結に当たって費用に関する明細書を契約書に添付することを散骨事業者に求めています。

✓	確かめること	出典
☐	同じ条件(プラン・乗船人数・海域)で見積もってもらった	当サイトの確認項目
☐	粉骨が料金に含まれるか、別料金か	M2 3(3)・3(6)③
☐	散骨証明書の交付が料金に含まれるか	M2 3(6)⑤
☐	追加料金がかかる条件(人数・オプション・遺骨の受け渡しなど)	M2 3(6)③(費用の明細書)
☐	悪天候のときの延期・中止と、その費用の扱い	M2 3(6)①(約款)
☐	キャンセル料がいつから・いくらかかるか	M2 3(6)④
☐	合計(税込)と、支払いの時期	M2 3(6)③(費用の明細書)

4 お墓から取り出す場合・自治体の決まり

東京都・八王子市・岩見沢市・秩父市・熱海市・消費者庁

✓	確かめること	出典
☐	お墓・納骨堂の遺骨を散骨するときは、いまのお墓がある市区町村に、取り出しに要る手続き(改葬許可の扱い)を確かめた	T1・H1
☐	事業者にも、散骨を頼むときに必要な書類を確かめた	H1
☐	散骨する海域・場所の自治体にも、散骨の条例やガイドラインがないか確かめた	T1・J1～J4
☐	困ったときの相談先(消費生活センター等・消費者ホットライン)を控えた	C1

お墓・納骨堂の遺骨を散骨するときの手続きは、市区町村によって違います

東京都は、散骨のために遺骨を取り出す場合は区市町村により取扱いが異なるとして、必要な手続などを区市町村に確認するよう案内しています。

八王子市は、散骨は改葬にあらず、散骨について届出や許可申請などの制度はないと案内し、散骨業者に頼む場合は必要書類などを散骨業者に確かめるよう案内しています(八王子市の案内です)。

散骨の決まりを定めている自治体の例(自治体ごとに内容が違います)

北海道岩見沢市: 条例で、散骨場以外の区域での散骨を禁じています(届出をした区域で行う場合を除く)。地表への散骨の決まりです。

埼玉県秩父市: 秩父市環境保全条例により、平成20年12月18日から、墓地以外の場所で原則として散骨をしてはならないことになりました。

静岡県熱海市: 海洋散骨を業として行う者に、熱海市内の土地(初島含む)から10キロメートル以上離れた海域で行うこと、夏期の海洋散骨を控えることなどを求めるガイドラインを定めています(熱海市の基準です)。

海洋散骨を頼む前のチェックリスト

事業者3社の見積もり比較表(手書き用)

5 見積もり比較表 同じプラン・乗船人数・海域で見積もってもらうと比べやすくなります

金額の欄は見積書の名目どおりに書き写します。料金に含まれる項目(粉骨・散骨証明書など)は事業者ごとに違うため、合計だけでなく、含まれるものと追加料金の条件を並べて比べます。エクセル版では合計が自動で出ます。

確かめる項目	事業者A	事業者B	事業者C
事業者名			
プラン(個別＝貸切／合同／委託) M2 3(6)②			
乗船できる人数(定員・人数で料金が変わるか) 当サイトの確認項目			
散骨する海域・出港する場所 M2 3(2)②			
粉骨(料金に含む／別料金／自分で用意) M2 3(3)			
散骨証明書の交付 M2 3(6)⑤			
約款の提示・契約は文書か M2 3(6)①③			
費用の明細書が契約書に添付されるか M2 3(6)③			
追加料金がかかる条件 M2 3(6)③			
悪天候のときの延期・中止の扱い M2 3(6)①			
キャンセル規定(いつから・いくら) M2 3(6)④			
安全装具(ライフジャケット等) M2 3(7)②			
散骨の実施状況の公表 M2 3(8)			
見積もりの金額(税込)			
プランの料金(円)			
粉骨の費用(円)			
乗船人数による追加(円)			
遺骨の受け渡し(送付・引き取り)の費用(円)			
オプション・そのほか(見積書の名目どおりに) (円)			
合計			

